

第 99 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議  
第 22 回香川県経済・雇用対策本部会議 議事概要

日時 令和 4 年 3 月 4 日（金） 15 : 30~16 : 10

場所 県庁本館 21 階特別会議室

議題 1 「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題 2 「本県における今後の対応について」

本部長発言

本県においては、1 月 21 日から 3 月 6 日までの間、まん延防止等重点措置区域が適用され、これまで県民の皆さま、事業者の皆さまのご理解、ご協力をいただきながら、各種の対策を行ってきたが、本日、国の基本的対処方針分科会での意見を踏まえ、政府対策本部において、本県を含む 18 都道府県における重点措置の適用期間が、3 月 21 日まで延長されることとなっている。

本県の感染状況については、新規感染者数が高止まりの状況にあり、高齢者や基礎疾患のある方々への感染も広がり、重症者も増加するなど、感染の連鎖が依然として続いており、重点措置を延長して、引き続き対策を継続することとしたい。

県民の皆さま、事業者の皆さまには、長期間、これまで以上にご負担をおかけすることになるが、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

（まん延防止等重点措置）

重点措置の延長の内容については、資料 2 - 3のとおり、重点措置の実施期間としては、約 2 週間延長され、3 月 21 日（月・祝）までとなる。

措置区域については、引き続き県下全域とし、現在の県の対策期である「感染拡大防止対策期」についても、3 月 21 日まで延長する。

飲食事業者の皆さまには、現在、3 月 6 日まで営業時間短縮を要請しているが、多くの皆さまにご協力いただき、心から御礼申し上げます。

この度、重点措置の延長を受け、県下全域において、夜間営業している飲食店、喫茶店に対し、みたび、特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づき、時短要請を行う。

対象となる事業者の方々には、繰り返しの時短要請の延長となり、大変なご負担、ご迷惑をおかけすることになるが、何卒、ご理解とご協力をいただくようお願いする。

要請内容としては、現在の第 10 次要請と同様であり、かがわ安心飲食店認証制度の「認証店」については、営業時間を午後 9 時まで、酒類の提供は午後 8 時までとしていただくか、営業時間を午後 8 時まで、酒類の提供は客の店内持込みを含め行わないこととしていただくかのどちらかを選択していただくことを可能としており、今回の第 11 次要請の期間についても、再度、選択していただくことになる。

また、非認証店については、営業時間は午後8時まで、酒類の提供は、客の店内持込みも含め行わないようお願いする。

あわせて、特措法第24条第9項に基づき、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請する。ただし、認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した場合は除く。

第11次要請の全期間（3月7日から3月21日まで）を通して、当該要請に全面的にご協力いただいた飲食店に、協力金をお支払いする。

なお、深夜営業をされている店舗について、3月7日午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払要件を満たさないことになるので、ご注意願いたい。

今回の時短要請に係る第11次の営業時間短縮協力金については、昨年の第2次以降の協力金と同様に、「売上高方式」の場合、前年または前々年の一日当たりの売上高に応じた算定としていたが、今回（第11次）の協力金の算定については、前々々年（平成31年）を追加し、選択の幅を広げ、令和3年、令和2年または平成31年のいずれかの年の一日当たりの売上高に応じた算定とする。

認証店のうち、営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとしていただいた場合は、一日当たり2.5万円から最大7.5万円までとなり、営業時間を午後8時まで、酒類の提供を行わない取扱いとした場合は、一日当たり3万円から最大10万円までとなる。

また、非認証店の場合には、営業時間を午後8時まで、酒類の提供を行わない取扱いとしていただく必要があり、この場合「売上高方式」の協力金は、一日当たり3万円から最大10万円までとなる。

大企業を対象とする「売上額減少額方式」についても、今回の協力金の算定については、前年または前々年に加え、前々々年（平成31年）からの売上高の減少額に応じて、協力金を算定することとする。

なお、中小企業・個人事業主は「売上高方式」か、「売上高減少額方式」のいずれかを選択することが可能である。

また、認証店については、時短営業の内容を選択制としているので、今回の第11次の要請期間を通じて選択された時短営業の内容に対応する方法に固定して、協力金の額を計算することになる。

中小企業・個人事業主の皆さまに限り、これまでの営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も3月7日から3月21日までの間、営業時間の短縮要請に、全面的にご協力いただける飲食店の皆さまへ、協力金の一部を早期にお支払いする制度を設ける。

制度詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、3月中旬に公表する。

飲食事業者の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

(イベント等の開催に係る留意事項)

重点措置の期間中におけるイベント等の開催に係る留意事項については、[資料2-4](#)のとおり内容は変更なく、適用期間を3月21日まで延長している。

(重点措置延長に伴う対策の方針)

重点措置の延長に伴う対策については、[資料2-5](#)のとおり、対策の方針は3つであり、1つ目は、感染の連鎖を断ち切るための対策として、増加傾向にある年齢層への対策、クラスター防止の対策、家庭内感染対策の徹底、2つ目が、感染予防の促進として、ワクチン追加接種の促進、3つ目が、人流の抑制として、県有の集客施設の休園・休館としている。

(クラスターの発生状況)

感染の連鎖を断ち切るためには、クラスターの発生を未然に防止することが重要となる。

本県のクラスターの発生状況については、[資料2-6](#)のとおり、いわゆる「第6波」におけるクラスターの発生件数は、3月1日発生分までにおいて、学校が47件、高齢者施設等が35件、児童福祉施設等が31件、会社が24件、医療機関が14件などとなっており、また、人数については、高齢者施設等が609人、学校が514人、児童福祉施設等が442人、医療機関が378人、会社が200人などとなっている。

このうち、飲食店は3件30人、会食は2件24人となっており、全体的には少なくなっているが、これは、感染拡大が始まった1月中・下旬にかけては、20歳代の感染者が最も多く、成人式後の飲食によるクラスターも見られるなど、会食を通じて感染が拡大している状況があったものの、重点措置の対策の一つである飲食店への時短要請に伴う人流抑制効果により、その後の発生が抑止されたものと考えている。

一方で、1月下旬以降、高齢者施設等や学校、児童福祉施設等のクラスターが非常に多く発生していることから、重点措置の延長に当たっては、こうした施設における対策を強化する。

(児童福祉施設等及び高齢者施設等の対策)

感染者の多い年齢層(10歳未満の児童)が関係する児童福祉施設等や、感染による重篤化が懸念される高齢者施設などの対策については、[資料2-7](#)のとおり、3つの対策方針の中の、感染の連鎖を断ち切るための対策として、

- ・感染が疑われる場合は、抗原検査キットによる検査を実施
- ・施設管理者に感染防止のためのチェックリストを配布
- ・体調不良の職員を働かせないことなど注意喚起のチラシを配布
- ・利用者の家族にチラシを配布し、感染防止対策の協力を呼びかけを行うこととしている。

なお、児童福祉施設等、高齢者施設等それぞれのチェックリストや注意喚起等のチラシを資料に添付している。

こうした対策の強化により、クラスターの発生を防ぎ、感染の連鎖を断ち切りたいと考えてい

るので、各施設の関係者の皆さま、また、ご利用されているご家族の皆さまには、ぜひともご理解、ご協力をお願いします。

#### (ワクチン追加接種の促進)

感染予防を促進する対策であるワクチン追加接種の促進については、[資料2-8](#)にあるように、まず、本県の追加接種の状況は、ワクチン接種記録システム（VRS）によると、3回目接種の接種率は、昨日3月3日時点で、県人口の22.3%（全国平均22.9%）となっており、全国平均よりも0.6ポイント低い接種率となっている。

次に、これまでもお知らせしていた、県広域集団接種センターにおける追加接種については、今回、エッセンシャルワーカーや、18歳未満の子どもをお持ちの保護者の方も対象としている。

なお、昨日も申し上げたが、県広域集団接種センターの開設に先立ち、3月12日（土）・13日（日）、県庁21階において、先行接種を行うこととしており、本日正午から、専用WEBサイトにおいて予約を受け付けている。

このほかにも、各市町において、広域接種を開始しており、住所地以外でも接種が可能となっているので、希望される方は、ぜひ早めに予約、接種をお願いします。

#### (県有施設等における対応)

県有施設等における対応については、[資料2-9](#)のとおり、これまで県有の2施設（栗林公園、県立ミュージアム）における新規の貸館予約を停止していたが、重点措置の延長に伴い、人流の抑制を図り、人と人との接触機会を減らして感染リスクの低減を図るため、県内外から多くの集客が見込まれる県有の6施設（栗林公園、さぬきこどもの国、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館、瀬戸内海歴史民俗資料館、瀬戸大橋記念館）について、3月7日以降の土日祝日を原則、休園・休館とする。

今回、対象となる施設の利用をご検討されている方には、大変申し訳ないが、ご理解とご協力をお願いします。

以上が、重点措置の延長に当たっての対策となり、必要な関連予算については、2月議会定例会に追加提案する方向で調整することとしている。

#### (県民の皆さまへのお願い)

最後に、重点措置の延長に当たり、県民の皆さまにメッセージをお伝えしたい。

年初から全国的に、感染力が非常に強いオミクロン株が急速に浸透し、香川県においても感染が急拡大し、医療提供体制への影響が懸念されたため、1月21日から3月6日までの間、まん延防止等重点措置が適用され、現在、県下全域を措置区域として感染防止対策の強化を図っているところである。

全国の感染状況としては、緩やかに減少傾向にあるものの、香川県においては、2月18日、495人と過去最多を大幅に超える新規感染者が発生して以降、依然として高い水準で推移してお

り、高松市や中讃地域を中心に県内全域で、学校や児童福祉施設等、高齢者施設等に広がっており、感染の連鎖が続いている状況にある。

オミクロン株は、感染・伝播性の高さが示されている一方で、無症状や軽症者が多く、若年層や基礎疾患のない方は重症化しにくいとの認識が広まっているが、感染すると重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方々へ感染が広がっており、重症者向けの確保病床使用率も高まっている状況にある。

今後、さらにこうした事態が進むと、保健所の負担が一層大きくなるとともに、医療提供体制がひっ迫し、医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、医療従事者が不足する事態となるなど、通常医療や救急医療にも大きな影響が生じるため、今、感染の連鎖を断ち切る必要がある。

このため、県として、今月6日までのまん延防止等重点措置を延長した上で、引き続き、飲食店の営業時間短縮要請により、人流の抑制を図るとともに、家族・親族間の感染を通じた高齢層への広がりを可能な限り抑えることを強く呼びかける必要があると考え、3月3日、国に対し、まん延防止等重点措置を延長するよう要請した。

今回、再度延長を行うことで、県民の皆さま、事業者の皆さま、特に飲食に関連する事業者の皆さまには、長期間、大きなご負担をおかけすることとなるが、これまでにない危機的な状況の拡大を一刻も早く食い止め、社会を可能な限りもとの状態に戻せるよう、取り組んでいきたいと考えており、明日3月5日（土）から21日（月・祝）までの間を、県としての「感染防止対策集中取組期間」に位置付け、集中的に対策に取り組むことで、感染の拡大を抑えていきたいと考えているので、ぜひとも県民の皆さま、事業者の皆さまのご協力をお願いする。

「感染防止対策集中取組期間」に、特にお願いしたい事項は、県民の皆さまへのお願いとして、外出・移動については、

- ・適切な感染防止策をより一層徹底してください。
- ・不要不急の都道府県間の移動は控えてください。
- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方、こうした方々と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面・場所への外出は避けてください。

会食については、

- ・外食は、「かがわ安心飲食認証店」を利用してください。
- ・黙食を基本とし、会話をする際にはマスクを着用してください。
- ・座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底してください。

家庭内については、

- ・家庭内でも定期的な換気をしてください。
- ・こまめな手洗い等を実践してください。
- ・同居するご高齢の方や基礎疾患のある方と会話をする際にはマスクを着用してください。

- ・食事の時間や場所を変える工夫をしてください。

このほかにも、

- ・多人数での会合、催しの延期など慎重に検討してください。

また、事業者の皆さまへは、

- ・テレワーク、時差出勤の推進
- ・気兼ねなく休めるルール、雰囲気づくり
- ・密にならない工夫
- ・“場の切り替わり”での対策・呼びかけ
- ・基本的な感染防止対策の徹底

をお願いします。

また、お子さまへの感染防止策の徹底に加え、重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方については、いつも会う人と少人数で会うなど、感染リスクを減らす取り組みをお願いします。

教育関係者の皆さまにも、児童生徒や保護者の皆さま、教職員の方々を含め、引き続き、感染症対策の徹底により、学校運営や活動に影響が生じることとなるが、改めて、ご理解とご協力をお願いします。

事業者の皆さまには、業種別ガイドラインの遵守の徹底や、事業継続計画の再確認、策定、テレワーク等の活用などについて、改めてお願いするとともに、特に、飲食事業者の皆さまには、長期間、これまで以上にご負担をおかけすることになるが、引き続き、ご理解とご協力をいただくようお願いする。

また、ワクチンの追加接種（3回目）について、武田／モデルナ社ワクチンは供給も多く、ファイザー社と同様に、発症や重症化を予防する効果が確認されているので、希望される方は、早めに予約、接種をお願いします。

各市町においても、接種券の前倒し発送や接種会場の設置、各種広報など、追加接種の円滑な推進に向けた取り組みをお願いします。

まん延防止等重点措置の延長については、本日開催される政府対策本部において決定されることとなっており、これを踏まえ、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康、暮らしを守れるよう全力で取り組んでいくので、ご理解、ご協力をお願いします。

#### 議題4「その他」

##### 交流推進部長から資料に沿って説明

（「新うどん県泊まっかがわ割」の取扱いについて）

## 教育長から資料に沿って説明

(学校における対応について)

## 議題3「新型コロナウイルス感染症による県内経済等の状況について」

事務局（政策部次長）から資料に沿って説明

### 本部長発言

各部局におかれては、引き続き、新型コロナウイルスの対応について、県民の皆さまの安全・安心の確保を図るため、連携して対応に当たっていただきたい。

また、ただ今の県内経済状況の報告を踏まえ、当面必要となる対策について、各部局は、補正予算での対応を含め検討を進めていただきたい。